

○種苗法の一部を改正する法律案に対する質疑

【質問のポイント】

1. 法改正に伴う農家の皆さんの不安を払拭し、新たな枠組みを機能させるためには、現場レベルまで法改正の趣旨、その内容（一般品種と登録品種の違い、許諾が必要な登録品種とは、自家増殖と増殖の違い、新たな許諾の手続きイメージ等）をわかりやすく周知する必要があると思われるが、現場への周知を具体的にどのように行っていくのか。
2. 重要な知的財産である登録品種を増加させていくことは、品種の多様化を通じて、消費者、農業者にとってメリットがあると思うが今回の法改正による品種開発促進に向けた大臣の見解を伺う。
3. 今後とも品種開発において重要な役割を担う公的機関の法改正に伴う新たな業務も含め品種開発促進に向け体制整備等をどのように行っていくのか。
4. 今回のRCEP協定の中では知的財産についても合意がなされているが、協定を踏まえ、育成者権保護について各国との協力・連携をどのように取り組んでいくのか。

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 種苗法の一部を改正する法律案（第二百一回国会内閣提出）（第二百三回国会衆議院送付）
- 農林水産に関する調査
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（上月良祐君） ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

（略）

○委員長（上月良祐君） 種苗法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

今回の法改正に伴う農家の皆さんが持つておられる不安につきまして、先週の質疑で様々なケースにつきまして各委員からも取り上げられましたけれども、一般品種と登録品種の違いでありまして、登録品種でも許諾が新たに必要なのか、登録品種ではないもの、また自家増殖と増殖の違いと、いろんなケースがございますので、具体的にケースを分類をしまして説明していくことは大変重要だと改めて感じた次第でございます。

加えまして、残念ながら現行の制度につきましても、現行の制度と改正後についての変化でありまして、その影響、制度上の立ち位置に立っているのかということも明確にしていく、これが必要だということに思っています。

また、登録品種で自家増殖をする場合の新たな許諾の手続についても、ひな形を示すんだという答弁も先週ございましたけれども、具体的なイメージがなかなか分からなければ、許諾料についても、それがリーズナブルなものであっても、新たな手続自身はこれもう新たなコストでもありますので、負担感というのも生まれてくるんだらうというふうに思っています。

農家の皆さんの不安を払拭して新たな枠組みを機能させるためには、これはもう全ての制度に言えることでもございませけれども、現場レベルまで法改正の趣旨でございますとかその内容を理解できるように、様々な工夫をしながら丁寧に周知をしていくことが極めて重要だというふうに思います。



○政府参考人（太田豊彦君） お答えをいたします。

種苗法につきまして、今国会で改正を

いただきましたら、制度面におきましては、育成者権者が登録品種を海外流出などから守りやすくなりますけれども、優良な品種を守る上では、育成者権者だけではなく、登録品種を利用している農業者、農業団体、流通販売業者などの協力も重要だということに考えております。

このため、農林水産省といたしましては、全国段階に加え、地方でも説明会を開催するほか、農業者や農業者団体、流通販売業者など各段階の関係者にも分かりやすい資料などを作成をいたしまして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。特に、今までは誤解が寄せられております点、あるいは誤解がある点につきまして重点的に説明をしていきたいというふうに考えております。

それぞれの現場で栽培されている品種の登録状況などをまずは情報提供するとともに、法改正では、一般品種に許諾が必要となったり、在来種が何者かに品種登録をされて権利を主張されるなどということはありません。また、それら、現行法において許諾が必要な増殖とそれから自家増殖は異なっておりますけれども、イチゴなど多くの登録品種につきましては増殖許諾に基づいて既に利用されておりましたので、法改正によりまして手続や農家負担に変更はないといったことであるとか、それから、改正によりまして許諾料は大きく変わるといったことは考えられず、許諾手続につきましては団体を通じて一括許諾あるいは委員おっしゃったようにひな形を提示する、こういったことを通じまして農家負担を軽減していくこと、こういったことを丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

今回の場合は、今局長から御答弁いただきましたけれども、そのような丁寧な

説明をしていただいて、そういうような努力による現場の認知度、そして理解度を向上していたことが結果として目的の一つでもございます海外流出の防止にもつながるんだろーと思いたすので、是非しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次でございますけれども、我が国内育成品種の出願件数につきましては、ピークの平成十九年度の九百五十五品種から減少しまして、平成三十年には六割程度になっております。我が国の重要な知的財産である登録品種を増加させていくことは、品種の多様化を通じて消費者、農業者にとってもメリットのあることだと考えております。

例えば、先週の質疑でもございましたけれども、シャインマスカットなんかはまさしくそのいい例だというふうに思うわけでございますけれども、また先週の参考人質疑の中でも、参考人の方から、果樹ではシャインマスカットよりもっとおいしいものがあるんだけれども現行法では育成者権保護ができていないために出せないものもある、そんなお話も参考人の方からお話として出たわけでございます。

品種開発を促進をして消費者、農業者、そして育成者権者にもメリットをもたらすためにも今回の法改正が必要であるというふうにご考えいただけます、野上大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（野上浩太郎君） 今シャインマスカットの話が出ましたけれども、シャインマスカット、これ農業者にとっても栽培がしやすく、また高値で販売できるということもありますし、消費者にとっても薄皮で大変おいしいということ、農業者、これはまた消費者にとっても双方メリットがあるものだというふう

に思っています。

しかしながら、先生御指摘のとおり、近年我が国の品種登録件数というのは減少しております、その要因としては、先日の参考人質疑で金澤参考人からも御発言があったように、この品種開発、本当に多大な時間とコストが掛かるわけでありまして、現行の種苗法では一度種苗を販売してしまえばその後の増殖を止めることは困難である、また適切な対価の回収が困難であるということから、こうした環境では育種が進まないということが述べられたと思えますが、そういうことも大きい要因だというふうに思っています。

今般の法改正によりまして、育成者権者の保護が適切に図られるようになってこの育成者の品種開発の意欲を高めると同時に、開発される新しい品種にはこれは消費者にもメリットをもたらすということである、このことをしっかりと進めてまいりたいと考えております。



野上農林水産大臣

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

品種開発については、農研機構でございますとか都道府県の試験場といった公的機関の役割が非常に大きいわけでございます、出願件数でも食用作物では八％でございます、また果樹なんかでは一般品種と公的機関の開発をした登録品種は栽培面積でいえばそのほとんど



を占めるというようなことを承知しております。

しかし、先ほど申し上げたとおり、大臣からもお話もございましたけれども、公的機関の出願件数も減少をしております、特に都道府県についてはピーク時の半分以下の状況になっておりますので、体制でございますとか予算の充実も、これも大変重要なことだというふうに思っています。

また、これらの公的機関も育成者権者として今回の法改正によって、これはポリシームによってもちろん違うわけですが、自家増殖について許諾を当然していくということになりますので、そのポリシームによっては、品種開発だけではなくて、これらを踏まえた体制の整備も必要な場合もあるというふうに思うわけでございます。

そこで、今後、品種開発において重要な役割を担う農研機構など公的機関について、法改正に伴う新たな業務、こういったものも含めまして、品種開発の促進に向けて体制整備などをどのように行っていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○副大臣（宮内秀樹君） お答えをいたします。

農研機構等の公的機関は、高品質なブランド品種などの開発に取り組んでおり

まして、農業の成長産業化に重要な役割を担っているというふうに考えております。

このために、農林水産省におきましては、公的機関等に対しまして、国主導のプロジェクトの研究の推進等によりまして、例えば品種開発期間の短縮を可能とする育種基盤技術の開発や気候変動への適応等のニーズに応じた品種開発等の支援を講じておるところでございます。

また、令和三年度予算概算要求におきましては、農研機構が中核となって公的機関等が連携いたしました、輸出促進等に対応した新品種の開発や、品種の効率化、栽培地に適応した生産技術の開発、国内在来品種の収集、保存の促進に取り組む予算を要求をいたしているところでございます。

さらに、品種開発の体制につきまして、農研機構では、スーパーコンピュータとデータベースによる農業情報研究基盤を構築いたしました品種開発のスピードアップへの活用を開始するとともに、品種の権利保護のために知的財産部を設立いたしました海外での権利化や権利侵害に関する情報収集などの権利保護のための体制を強化しているところでございます。

今後とも、

種苗法改正に合わせた品種開発が円滑に推進されますよう、それぞれの機関の強化を図るための予算確保や体制の整備にし



宮内農林水産副大臣

つかりと取り組んでまいりたいというふう  
に考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

御答弁の中でもいろんな取組を既にや  
つていただいているというお話でござい  
ますけれども、やはりこれも、予算も大  
変重要なこととございますので、来年度  
予算の確保等に向けてしっかりと取り組  
んでいただければというふうに思いま  
すし、また、農研機構自身は異なるやは  
り立場もあって、品種登録審査というの  
も担っているということとございます。

品種登録がこれからどんどん増えてい  
くということになってくれば、その審査  
も適切、そして迅速にやっていたらかな  
いといけないということになりますの  
で、この点も踏まえて体制整備なども図  
っていただきたいというふうに思いま  
す。

次でございますけれども、今回の法改  
正に加えて、海外流出の防止につきま  
しては、海外における品種登録の促進とい  
うこととともに、海外での育成者権者の  
育成者権侵害の情報をできるだけ早く収  
集して、産地化する前にその芽を摘ん  
でしまうということとございますとか、  
海外では法的な枠組みがまだできていな  
いというところもございますので、そう  
いった支援を行

って行く、そう  
いった各国との  
連携と協力をし  
つかり行ってい  
くことが重要だ  
というふうに考  
えます。十一月  
十五日にはRCE  
Pの協定も署名  
をされました。  
協定の中では知



的財産についての合意もございませ  
す。またUPOV条約の枠組みもござい  
ます。

そこで、今回のRCEP協定の署名も  
踏まえて、育成者権保護についての各国  
との協力、連携についてどのように取り  
組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（太田豊彦君） お答えを  
いたします。

今回の法改正と併せまして、引き続き  
予算措置におきまして、他国での品種登  
録あるいは侵害情報の収集を努めてまい  
りたいというふうに思っております。

一方で、我が国で育成された品種が海  
外で適正に保護されるためには国際的に  
も調和された品種保護制度の普及が必要  
でございますけれども、東アジア地域の  
RCEP加盟国におきましては、UPOV  
加盟国は中国、韓国、ベトナム、シン  
ガポールしかないのが現状でございま  
す。

これまで、日本のイニシアティブで、  
二〇〇七年にASEANプラス日中韓の  
十三か国で東アジア植物品種保護フォー  
ラムを設立をいたしまして、各国の品種  
保護制度の整備に向けた技術協力などの  
支援を行ってきております。このフォー  
ラムの下で、二〇一八年に、全ての参加  
国のUPOV条約加盟を共通目標とした  
十年戦略が採択されまして、ミャンマー  
やブルネイがUPOV加盟の手続を進め  
ているなど、着実な成果が生まれている  
と考えております。

また、海外での品種登録を迅速化する  
ためには、日本における品種登録の際の  
審査結果を基に海外での品種登録を可能  
とする協力関係、この構築も必要でござ  
います。今回種苗法が改正されれば、こ  
れが更に進むということが期待をされて

おります。

今般署名さ  
れましたRCE  
Pにおきま  
しても、締約  
国はUPOV  
条約加盟に向  
けた協力を求  
めることがで  
きるというふ  
うにされてお  
りますので、  
これまでの取  
組を後押しす  
るものだと  
いうふうに思  
っております。



農林水産省太田食料産業局長

引き続き、東アジア地域におきます  
：  
○委員長（上月良祐君） 時間が参  
りますので、答弁は簡潔にお願いいた  
します。

○政府参考人（太田豊彦君） はい。  
植物品種保護制度の整備の促進に努め  
てまいります。

○委員長（上月良祐君） 時間が参  
ります。

○宮崎雅夫君 時間が参りましたので、  
終わります。ありがとうございます。

（以下略）